

名古屋市の産業振興施策と連携した優遇措置について（令和8年4月1日現在）

名古屋市の産業振興施策と連携して実施する優遇措置として、一定の資格要件を満たした方を対象に、名古屋市信用保証協会および（公財）名古屋市小規模事業金融公社が取り扱う融資制度について、融資利率を規定利率から0.1%優遇します。

《対象となる融資制度》

- ・名古屋市信用保証協会：「経営強化支援資金（大口資金）」、「新事業創出資金」
- ・（公財）名古屋市小規模事業金融公社：「経営活性化資金」、「創業・事業展開支援資金」

1. 優遇措置を受けることができる方

①名古屋市信用保証協会の『SDGs 推進保証なごや』をご利用される方

【制度の概要】

名古屋市信用保証協会の保証を付けて SDGs 推進（「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表含む）に取り組む中小企業を支援する融資制度

【優遇措置を受けるにあたり必要な書類】

- ・名古屋市信用保証協会所定の「説明書」（SDGs 推進保証なごやの説明書を利用します）
- ・名古屋市 SDGs 推進プラットフォームの会員の方は、会員証の写し

（名古屋市信用保証協会 TEL 052-212-3011）

②名古屋市工業技術グランプリ受賞者（令和6年4月1日以降に資格要件確認書による通知を受けた方）

【制度の概要】

当地域中小企業の技術振興及び経営の活性化の促進を目的に、新技術・新製品の開発事例を表彰する制度

【優遇措置を受けるにあたり必要な資格要件確認書】

- ・「名古屋市工業技術グランプリ審査結果について」の写し

（（公財）名古屋産業振興公社工業技術企画課 TEL 052-654-1633）

③名古屋市スタートアップ企業支援補助金の事業認定等を受けた方（令和6年4月1日以降に資格要件確認書による通知を受けた方）

【制度の概要】

成長が見込まれる企業の創業を促進し、本市の産業競争力の強化を図るため、開業等に要する経費の一部を補助する制度

【優遇措置を受けるにあたり必要な資格要件確認書】 ※以下のいずれか

- ・「名古屋市スタートアップ企業支援補助事業認定通知書」の写し
- ・「名古屋市スタートアップ企業支援補助金交付決定通知書」の写し

（名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課（経営支援担当） TEL 052-735-2100）

2. 優遇を受けることができる融資制度

①、②に該当する方

経営強化支援資金（大口資金）

申込先：取扱金融機関

優遇期間：①の場合、期間にかかわらず、資格要件が確認されたものについては優遇措置の対象となります。

②の場合、資格要件確認書に記載の日付が属する年度を含め、3年度以内に名古屋市信用保証協会が保証承諾した分まで

②に該当する方

経営活性化資金

申込先：（公財）名古屋市小規模事業金融公社

優遇期間：資格要件確認書に記載の日付が属する年度を含め、3年度以内に（公財）名古屋市小規模事業金融公社が融資を決定した分まで

③に該当する方

新事業創出資金

申込先：取扱金融機関または名古屋市信用保証協会

優遇期間：資格要件確認書に記載の日付が属する年度を含め、3年度以内に名古屋市信用保証協会が保証承諾した分まで

創業・事業展開支援資金

申込先：（公財）名古屋市小規模事業金融公社

優遇期間：資格要件確認書に記載の日付が属する年度を含め、3年度以内に（公財）名古屋市小規模事業金融公社が融資を決定した分まで

金融に関することならお気軽にご相談ください

毎週月～金（祝日、年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～4時のうち、1時間まで、金融機関のOBなどの専門の相談員が相談に応じます。

相談事例

- ・資金繰りが厳しく月々の返済を軽減したい。
- ・複数の借入を一本化したい。
- ・銀行とどんな手順で交渉したらいいか教えて欲しい。
- ・自社の利用している融資制度の条件や内容について整理したい。



相談は無料で
先着順(予約制)
です！

